

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成19年12月6日(2007.12.6)

【公表番号】特表2007-508570(P2007-508570A)

【公表日】平成19年4月5日(2007.4.5)

【年通号数】公開・登録公報2007-013

【出願番号】特願2006-535587(P2006-535587)

【国際特許分類】

G 0 1 S 7/03 (2006.01)

G 0 1 S 13/04 (2006.01)

【F I】

G 0 1 S 7/03 D

G 0 1 S 13/04

【手続補正書】

【提出日】平成19年10月22日(2007.10.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

集積マイクロ波送受信機タイル構造であって、

平面部分と、規定した行および列のパターンに配列された本体部分を有する複数の一体形成されたマイクロ波送受信機のアレイとを含む、第1の全体的に平面の回路ボード層構造であって、前記送受信機の各々が、前記第1層構造の面に対して概略的に垂直に延びる、関連の送受信機軸を有し、前記第1回路ボード層構造の前記平面部分と前記複数の送受信機の前記本体部分とが、一体的に共通材料で成形されている、第1回路ボード層構造と、

前記送受信機に動作的に接続された送受信機機能動作回路を含み、送信および受信の動作モードにおいて同時に前記送受信機の動作を促進するように機能する、第2の全体的に平面の回路ボード層構造と、

を備えた、集積マイクロ波送受信機タイル構造。

【請求項2】

請求項1記載のタイル構造において、前記送受信機は、互いに対しても概略的に直交する、前記アレイ内における線に沿って位置する、タイル構造。

【請求項3】

請求項1記載のタイル構造において、概略的に送受信機軸に沿って見たときに、細長い周囲縁を有し、該周囲縁は、かかる縁の交差対の間にある角において終了し、前記タイル構造は、2つのタイル構造を、一方における縁を他方における縁に、実質的に突き合わせて、規定の方法で直面するように、一緒に互いに隣接させると、各タイル構造における少なくともある送受信機が、前記他方の隣接タイル構造における少なくともある送受信機と、行および列パターン連続体を形成するようにした、タイル構造。

【請求項4】

請求項1記載のタイル構造において、概略的に送受信機軸に沿って見たときに、細長い周囲縁を有し、該周囲縁は、かかる縁の交差対の間にある角において終了し、前記タイル構造は、2つのタイル構造を、一方における縁を他方における縁に、実質的に突き合わせかつ角を一致させて、規定の方法で直面するように、一緒に互いに隣接させると、各タイ

ル構造における前記送受信機が、前記他方の隣接タイル構造における前記送受信機と、行および列パターン連続体を形成するようにした、タイル構造。

【請求項 5】

請求項 1 記載のタイル構造において、概略的に送受信機軸に沿って見たときに、細長く、直交関係にある周囲縁を有し、該周囲縁は、かかる縁の交差対の間にある角において終了し、前記タイル構造は、2つのタイル構造を、一方における縁を他方における縁に、実質的に突き合わせかつ角を一致させて直面するように、一緒に互いに隣接させると、各タイル構造における前記送受信機が、前記他方の隣接タイル構造における前記送受信機と、行および列パターン連続体を形成するようにした、タイル構造。

【請求項 6】

請求項 5 記載のタイル構造において、前記周囲縁は、実質的に正方形を描く、タイル構造。

【請求項 7】

請求項 1 記載のタイル構造において、前記第1および第2回路ボード層構造は、集合的に、複数の回路ボード部分の組立スタックの形態をなす、タイル構造。

【請求項 8】

請求項 1 記載のタイル構造において、物体走査環境において用いるために設計され、前記送受信機および前記動作回路は、このような環境において、生理および非生理間での物体走査差別化を行うように構成されている、タイル構造。